金銭消費貸借契約書

　　　　　　　　（以下「甲」という。）及び　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり金銭消費貸借契約を締結した。

第１条（金銭消費貸借契約の成立）

甲は乙に対して、令和○年○月○日、金○○円を、以下の約定で貸し付け、乙はこれを借受け、受領した。

第２条（利息・遅延損害金の利率）

本貸付金の利息及び遅延損害金の利率は、次のとおりとする。

（１）利息　年○．○％（年３６５日の日割計算、ただし閏年は年３６６日の日割計算）

（２）遅延損害金　年●．●％（年３６５日の日割計算、ただし閏年は年３６６日の日割計算）

第３条 （弁済方法）

乙は甲に対し、第１条の借入金を、令和△年△月から令和□年□月まで、毎月○○日限り、各金○円に利息を付した金額を、○○回の分割で、甲が指定する銀行口座に振込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

【甲が指定する銀行口座】

●●銀行　●●支店　普通預金　口座番号：△△△△△△△

口座名義　■■　■■

第４条（繰上返済）

（１）乙は、前条の各返済期日が到来する以前に、借入金の全部または一部を返済することができる。

（２）前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

第５条 （期限の利益喪失）

乙について次にかかげる事項のひとつにでも該当する事由が生じたときは、乙は甲から何らの通知、催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、その時点における元金及び利息の合計額に遅延損害金を付した金額を直ちに支払う。

（１）第３条に定める分割金の支払いを２回以上怠ったとき

（２）仮差押、差押または滞納処分を受けたとき

（３）手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（４）国税滞納処分又はその例による差押を受けたとき

（５）その他、本契約の条項に違反したとき

第６条（報告義務）

乙は、住所や勤務先、連絡先電話番号の変更が生じた場合には、甲に対して速やかに変更した内容を報告するものとする。

第７条（専属的合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第８条（公正証書の作成）

甲と乙は、本契約に基づき、強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意する。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、各自署名捺印の上、各々１通ずつを保有する。

令和 年 月 日

住所

貸主（甲） 氏名　　　　　　　　印

住所

借主（乙） 氏名　　　　　　　　印